

令和5(2023)年度  
**自己点検・評価活動報告書**

## 目次

1	はじめに .....	3
2	大学の概要 .....	4
	(1) 現況 .....	4
	(2) 組織図 .....	4
	(3) 教育研究上のポリシー .....	5
3	自己点検・評価について .....	6
	(1) 自己点検・評価の目的 .....	6
	(2) 自己点検・評価体制 .....	6
	(3) 自己点検・評価方法 .....	6
	(4) 本学における自己点検・評価および認証評価の歩み .....	7
	(5) 自己点検・評価委員会活動実績 .....	7
	(6) 内部質保証室活動実績 .....	8
	(7) 令和5（2023）年度自己点検・評価の総括 .....	8
本編	自己点検・評価結果 .....	9
1	中期計画検討サイクル .....	10

2	年度計画検討サイクル	10
3	教育改善活動サイクル	11
4	授業改善サイクル	11
5	教育・教育環境改善サイクル	12
6	教員集合研修活動サイクル	12
7	教職員等集合研修活動サイクル	13
8	学生の受け入れ方法（アドミッションポリシー）改善サイクル	14
9	教育課程編成（カリキュラムポリシー）改善サイクル	14
10	学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）改善サイクル	15
11	施設設備サイクル	16
	<b>参考資料</b>	<b>17</b>
1	内部質保証室システムチェック表	18
2	東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱	19
3	東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱	21
4	東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程	25

## 1 はじめに

本学は平成 18(2006)年の開学当初より、「学校教育法」第百九条<sup>1</sup>および「東京都立産業技術大学院大学学則」第 2 条<sup>2</sup>に基づき、教育研究水準の向上と本学の使命の達成を目的として自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の実施方法については、本学の内部質保証システムを効果的に運用するとともに、文部科学大臣認証の機関による認証評価および東京都地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価の結果を効果的に反映させることで、教育研究の質の向上に取り組んでいる。

内部質保証システムの運用については、令和 2(2020)年度に「東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱(2 産技大管第 1014 号)」を制定し、自己点検・評価体制の統括組織として、学長を室長とする内部質保証室を設置した。翌令和 3(2021)年度に「東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱(3 産技大管第 1041 号)」を制定し、内部質保証に係る具体的な実施方法を定め、適宜システム自体の見直しも行いつつ効果的な運用に努めている。

本学の使命および目的を達成するため、引き続き実施体制や実施方法等について必要な改善を図りながら、自己点検・評価に取り組んでいく。

---

<sup>1</sup> **第百九条** 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

<sup>2</sup> **第 2 条** 本学は、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

## 2 大学の概要

### (1) 現況

#### 名称(英語名)

東京都立産業技術大学院大学(Advanced Institute of Industrial Technology)

#### 所在地

東京都品川区東大井一丁目 10 番 40 号(品川シーサイドキャンパス)

#### 設置者

東京都公立大学法人

#### 研究科の構成

研 究 科：産業技術研究科

専 攻：産業技術専攻

コース(学位名)：事業設計工学コース(事業設計工学修士[専門職])

情報アーキテクチャコース(情報システム学修士[専門職])

創造技術コース(創造技術修士[専門職])

#### 学生数及び教員数(令和5(2023)年5月1日時点)

学 生 数：246名

教 員 数：27名

### (2) 組織図



### (3) 教育目標と3つのポリシー

#### 教育目標

東京都立産業技術大学院大学は、専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門技術者の育成を目的としています。

#### 3つのポリシー

##### ・ディプロマポリシー

東京都立産業技術大学院大学は、所定の期間在学して所定の単位を取得し、所属する学位プログラムであるコースのカリキュラムで定める知識・スキル・コンピテンシーを獲得し、ディプロマポリシーに合致する学生を、本学の理念に定める人材として専門職学位を授与します。

##### ・カリキュラムポリシー

各コースの分野に関する講義科目、演習科目、プロジェクト型教育プログラムを体系的に編成し適切に組み合わせた授業を開講し、指導を行います。このため、主に1年次生は、講義、演習科目を通して知識とスキルを修得し、2年次生は、PBL型科目等を通して、プロジェクト遂行に必要なさらなる知識とスキルの獲得を図るとともに、各コースで定めたコンピテンシーの獲得を図ります。

##### ・アドミッションポリシー

本学の理念に定める人材を育成するため、コースが定める専門職学位課程のディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを理解し、次のことを獲得しようとする人を受け入れます。

1. コースが対象とする産業技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力
2. コースが対象とする産業技術分野において、複雑な問題を分析し、課題を抽出し、解決できる卓越した能力
3. コースが対象とする産業技術分野に関する基礎的技能や知識
4. 継続的学修と研究の能力
5. 本学の学修活動に必要なコミュニケーション能力、チーム活動力
6. 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度

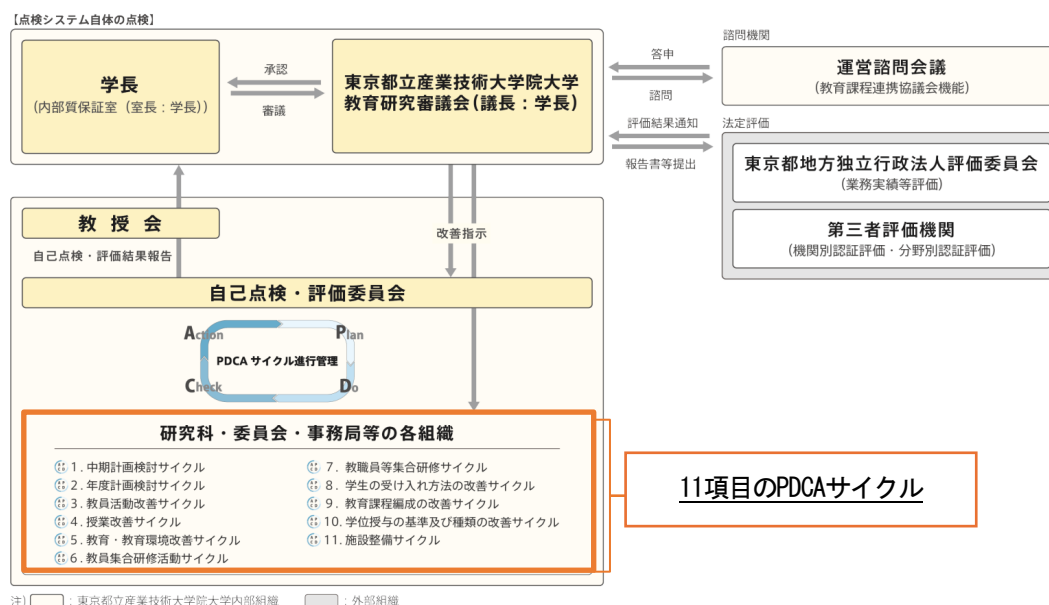
### 3 自己点検・評価及び内部質保証について

#### (1) 自己点検・評価の目的

本学の教育研究、組織運営及び施設設備の状況について継続的に点検並びに評価することで、必要に応じた改善活動を実施するとともに質の保証を行い、本学の使命と目的を達成することを目的とする。

#### (2) 自己点検・評価体制図

東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム体制図



#### (3) 自己点検・評価方法

「東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱(3産技大管第 1041 号)」に定めた11項目のPDCAサイクルの実行状況について、内部質保証室が決定する「内部質保証システムチェック表」(「参考資料」参照)に基づき、点検・評価を実施する。点検・評価は自己点検・評価委員会が行い、内部質保証室が必要に応じて改善指示をする。

#### (4) 本学における自己点検・評価および認証評価の歩み<sup>3</sup>

平成18(2006)年度	東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程 制定
平成22(2010)年度	分野別認証評価(情報アーキテクチャ専攻) 受審
平成24(2012)年度	機関別認証評価 受審
平成24(2012)年度	分野別認証評価(創造技術専攻) 受審
平成27(2015)年度	分野別認証評価(情報アーキテクチャ専攻) 受審
平成29(2017)年度	分野別認証評価(創造技術専攻) 受審
令和元(2019)年度	機関別認証評価 受審
令和2(2020)年度	分野別認証評価(情報アーキテクチャ専攻) 受審
令和2(2020)年度	東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱 制定
令和3(2021)年度	東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱 制定
令和4(2022)年度	分野別認証評価(産業技術専攻) 受審

#### (5) 自己点検・評価委員会活動実績

自己点検・評価委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び使命を達成するため、大学の教育研究活動の評価に係る事項を所管する運営委員会である。（「東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程（平成18年度法人規程第5号）」参照）

○令和5（2023）年度活動実績

開催日	会議	主な内容（抜粋）
4月11日	第1回自己点検・評価委員会	認証評価スケジュールの確認 R5 年度計画進捗管理表の確認
5月29日	臨時自己点検・評価委員会	R1 機関別認証評価改善報告書の決定
9月7日	第2回自己点検・評価委員会	R1 機関別認証評価改善報告書に対する質問への回答について R4 自己点検・評価活動報告書の作成及び公表について R5 内部質保証システムチェック表の確認（中間）
10月10日	臨時自己点検・評価委員会	R5 年度計画の上半期実績
3月12日	第3回自己点検・評価委員会	R4 分野別認証評価指摘事項への対応状況について R5 内部質保証システムチェック表の確認（最終） R6 自己点検・評価委員会への引継事項の確認

<sup>3</sup>※認証評価機関は下記のとおりである。

- ・機関別認証評価（H24）：独立行政法人 大学改革・学位授与機構（NIAD）
- ・機関別認証評価（R1）：公益財団法人 大学基準協会（JUA）
- ・分野別認証評価：一般社団法人 日本技術者教育認定機構（JABEE）



○令和6（2024）年度活動予定

- ❖ 「内部質保証システムチェック表」に定めた11項目のPDCAサイクルについて、進捗確認を行う。
- ❖ 自己点検・評価結果に基づく自己点検・評価活動報告書を作成のうえ、HP上で公開する。

### （6）内部質保証室活動実績

内部質保証室は、教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について継続的に点検並びに評価することで、質の保証を行い、絶えず改善に取り組むことを推進するための、学長を室長とする組織である。（「東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱（2産技大管第1014号）」参照）

○令和5（2023）年度活動実績

開催日	会議	主な内容（抜粋）
4月7日	第1回内部質保証室	R4 自己点検・評価活動報告書の作成及び公表について R4 内部質保証システムチェック表の点検結果の確認 R5 内部質保証システムチェック表の承認
1月12日	第2回内部質保証室	内部質保証システムの今後の運用体制について

○令和6（2024）年度活動予定

- ❖ 「内部質保証システム体制図」に則り運用を継続するとともに、運用に係る記録を適切に残す。

### （7）令和5（2023）年度の自己点検・評価の総括

内部質保証システム体制に基づき、自己点検・評価委員会と内部質保証室とで連携しながら、PDCAサイクルの適切な運用及び進捗管理を行うことができた。また、システムチェック表の点検・評価を通じて、各項目の現状把握及び次年度以降の課題点を明確にすることができた。

令和6（2024）年度以降は、令和8（2026）年度の機関別認証評価受審に向けて、引き続き内部質保証システムの運用及び見直しを行うとともに、今回表面化した課題等の改善を中心に、より効果的な自己点検・評価を進めていきたい。

本 編

自己点検・評価結果

## 1 中期計画検討サイクル（実行周期：6年）

研究科、委員会、事務局等の各組織(以下「各組織」という。)が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行い、これに基づき計画の実施方法の改善措置を講じるものとする。

### 令和5(2023)年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行ったか。</u></p> <p>⇒ 本年度は自己点検・評価対象外であるが、計画の確実な実施に向けて、進捗状況の報告書を取りまとめた。(次回自己点検・評価実施年度は、令和9(2027)年度。)</p>
<p>❖ <u>暫定評価に基づき、次期中期計画を策定しているか。</u></p> <p>⇒ 本年度は自己点検・評価対象外であるが、策定に向けて引き続き進捗状況の把握に努めていく。(次回自己点検・評価実施年度は、令和9(2027)年度。)</p>

## 2 年度計画検討サイクル（実行周期：1年）

各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、年度計画の実施内容について点検を行い、これに基づき翌年度の計画の策定に反映させるものとする。

### 令和5(2023)年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>年度計画に進捗があるか。</u></p> <p>⇒ 進捗がある。10月と3月の運営会議で R5 年度計画の進捗を確認することで当該年度計画に基づいた大学運営を行った。</p>
<p>❖ <u>次年度の年度計画に前年度の改善点が反映されているか。</u></p> <p>⇒ 地方独立行政法人法の一部改正 (R5.6.13 成立/同 6.13 公布・施行) に伴い年度計画が廃止となるため、2月の運営会議で対応を検討した。令和6(2024)年度には一部改正を踏まえて、体制の見直し等を実施する。</p>

### 3 教員活動改善サイクル（実行周期：1年）

原則、すべての教員が、自ら活動計画を立て、実績を整理し、活動の振り返りを行い、それをもとに次期の活動計画を立てるものとする。

#### 令和5(2023)年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>教員評価制度に則り、手続きを実施しているか。</u></p> <p>⇒ 実施している。令和5(2023)年5月12日付人事課通知「教員の任期未申告（再任申請）及び任期評価、再任判定の実施について（5東公法総人第39号）」及び5月31日付「2023年度教員の自己申告（当初申告）の実施について（5東公法総人第73号）」に基づき、研究科長および専攻長の管理の下、自己申告書類の提出および教員面談の実施等の諸手続きを通じて適切に人事評価を行った。</p>

### 4 授業改善サイクル（実行周期：1年）

原則、すべての教員が、学生による授業評価等に基づき、授業の点検及び評価を行い、教員各自のアクションプランを作成し、FD委員会（平成18年度法人規程第6号）に報告し、この計画を実施するものとする。

#### 令和5(2023)年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>授業アンケートを実施したか。</u></p> <p>⇒ 実施した。クォータ毎に授業評価アンケートを実施し、結果をFD委員会で都度報告した。また、授業評価アンケートにおける学生の意見を確認し、改善が必要な事項については研究科長およびFD委員長間で共有し、対応の検討を行った。改善事項への対応策は各教員が検討を行い、FDレポートのアクションプランにて公開した。</p>
<p>❖ <u>授業アンケートに基づき、教員のアクションプランを作成・公表しているか。</u></p> <p>⇒ 作成・公表している。授業評価アンケート結果をもとに各教員のアクションプランを作成し、FDレポート第33号(6月)および第34号(2月)の形で整理した。なお、FDレポートについては本学HPに掲載しており、学内外に広く公開した。</p> <p>HP：<a href="#">FD活動   教育の質の向上のための活動   AIIT東京都立産業技術大学院大学</a></p>

## 5 教育・教育環境改善サイクル（実行周期：1年）

各組織が、修了生アンケート、入学生アンケート等により、教育及び教育環境を点検並びに評価し、必要に応じて改善するものとする。

### 令和5（2023）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>修了生アンケート、入学生アンケートを実施しているか。</u></p> <p>⇒ 実施している。令和4（2022）年度修了生を対象に修了生アンケートを実施し、32名から得た回答結果について、教務学生委員会で報告された。また、令和5（2023）年度4月入学生を対象に入学生アンケートを実施し、94名から回答を得た。これらのアンケート結果は本学の教育研究活動の改善及び広報活動の検討に利用している。なお、入学生アンケートについては、今後質問項目を見直し、大学院説明会の効果検証を行っていくこととした。</p>
<p>❖ <u>必要に応じて、アンケートに基づく改善活動を行っているか。</u></p> <p>⇒ 行っている。令和4（2022）年度修了生を対象とした修了生アンケートの結果に基づき、対応について教務学生委員会で検討のうえ、改善に向けた活動をしている。令和5（2023）年度は、修了生コミュニティ、ホームカミングデイ、AIIT研究所等についての情報提供等を行っていくこととした。また、入学生アンケートで意見の多かった「在学生の学修状況の発信」について、運営会議で検討の上、「在学生の声」として在学生のインタビュー記事を学外に広く公開した。</p>

## 6 教員集合研修活動サイクル（実行周期：1年）

FD委員会が、教育の内容及び方法に係る計画を実施し、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。

### 令和5（2023）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>FDフォーラムを実施したか。</u></p> <p>⇒ 9月と2月に以下のとおりFDフォーラムを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第34回(R5第1回)【テーマ】海外大学の実情と日本の大学院としての実質的な海外の大学との教育研究における連携強化のための具体的方策</li><li>・第35回(R5第2回)【テーマ】① EduinformaticsをもとにしたInstitutional Research (IR) ② 学生の多様なニーズに応える学生調査とは</li></ul>

❖ FD フォーラム終了後にアンケートを実施したか。

⇒ アンケートを実施し、それぞれ約8割の回答を得た。また、アンケート結果については適宜 FD 委員会で報告を行った。

❖ FD フォーラムの内容については、アンケート等による客観的な検証を行い、決定しているか。

⇒ 客観的な検証のうえ決定している。FD フォーラム終了後のアンケート結果に基づき、FD委員会にて、本取組について客観的な検証及び検討を行っている。令和5（2023）年度については、第34回(R5 第1回)のアンケート結果を踏まえ、第35回(R5 第2回)のFD フォーラムのテーマを決定した。

## 7 教職員等集合研修活動サイクル（実行周期：1年）

SD 企画運営本部（2産技大管第317号）が、教員と職員が一体となって大学運営を適切かつ効果的に実施するために必要な取組を行い、アンケート等による客観的な検証を行い、改善することとする。

### 令和5（2023）年度の自己点検・評価結果

#### 自己点検・評価の項目と結果

❖ SD 活動を実施したか。

- ⇒ 計4回のSD活動を以下のとおり実施した。
1. 東京都立大学との共催による「業務知識基礎研究会（全4回）」
  2. 学長講話
  3. 管理課職員勉強会
  4. 職員アンケート

❖ SD 活動終了後にアンケートを実施したか。

⇒ アンケートを実施し、約7割の回答を得た。なお、結果については適宜 SD 企画運営本部で報告を行った。

## 8 学生の受け入れ方法（アドミッションポリシー）改善サイクル（実行周期：5年）

各組織が、入試実績（志願倍率、入試成績等をいう。）、入学生アンケート等により学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、入試方法の改善及び改革を行う。

### 令和5（2023）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>入試実績（志願倍率、入試成績等）を確認し、分析しているか。</u></p> <p>⇒ 確認、分析している。令和6（2024）年度4月入学の入試では、志願者数は産業技術専攻全体で133名（昨年比69%）、志願倍率は1.3倍となった。これらの結果を教授会および教育研究審議会に報告のうえ、受験者の安定的な確保に向け、次年度の入試広報について検討を行っている。また、入試については面接実施前にアドミッションポリシーを都度確認し、これに沿った入試判定を行った。</p>
<p>❖ <u>必要に応じて、入試実績、認証評価結果、業務実績評価結果等に基づき、アドミッションポリシー及び入試方法の見直しを行っているか（分野別認証評価受審翌年度）。</u></p> <p>⇒ 行っている。業務実績評価及び認証評価等において、アドミッションポリシーに関する指摘はなかったが、入試を実施するごとに課題を設定し、毎月の入試委員会で審議を行う等、入試実績や社会情勢に基づき、入試方法の継続的な見直しを行っている。令和5（2023）年度は受験者数が減少したことを受け、出願書類の簡素化や、各入試期間に全入試種別を実施する等、受験者数の増加に向け、見直しを行った。</p>

## 9 教育課程編成（カリキュラムポリシー）改善サイクル（実行周期：5年）

各組織が、修了生アンケート、成績調査等により学習成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、及びカリキュラムの全面的又は部分的な改正を行う。

### 令和5（2023）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>修了生アンケート、成績調査等の学修成果を確認し、分析しているか。</u></p> <p>⇒ 確認、分析している。令和4（2022）年度修了生を対象に実施した修了生アンケート及び成績について教務学生委員会にて報告し、その内容について分析を行った。</p>

❖ 必要に応じて、学修成果の分析結果、認証評価結果、業務実績評価等に基づき、カリキュラムポリシー及びカリキュラムの見直しを行っているか（分野別認証評価翌年度）。

⇒ 業務実績評価及び認証評価等において、カリキュラムポリシー及びカリキュラムに関する指摘がなく、学修成果の分析結果からも即時の見直しが必要ではなく、見直しは不要と判断した。

## 10 学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）改善サイクル（実行周期：5年）

各組織が、就職状況、修了生の社会での活躍状況等を一定期間測定し、教育成果等を検証し、運営諮問会議（18 産技大管第1号）において産業界からのニーズを聴取し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件を改正し、カリキュラム及び履修科目構成を改正し、入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び改廃について検討する。

### 令和5（2023）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>就職状況、修了生の社会での活躍状況等を確認しているか。</u></p> <p>⇒ 確認している。令和4（2022）年度修了者の就職状況の他、令和5（2023）年度および令和6（2024）年度修了予定者の活動状況についても、キャリア開発支援部会（教務学生委員会設置）にて都度確認を行った。</p>
<p>❖ <u>運営諮問会議を開催し、産業界からのニーズを聴取しているか。</u></p> <p>⇒ 聴取している。7月に実施された第35回運営諮問会議にて「AIIITの持続可能な成長に向けてのブランディング等について」諮問を行い、2月の第36回運営諮問会議にて諮問に対する答申（産業界からの意見・提案）を受けた。</p>
<p>❖ <u>必要に応じて、修了生の活躍状況、産業界からのニーズ、認証評価結果、業務実績評価等に基づき、単位授与及び学位授与の要件を見直しているか（分野別認証評価翌年度）。</u></p> <p>⇒ 業務実績評価及び認証評価等において、単位授与及び学位授与の要件に関する指摘がなく、修了生の活躍状況からも即時の見直しが必要ではなく、見直しは不要と判断した。</p>



## 11 施設設備サイクル（実行周期：1年）

施設・設備委員会（平成18年度法人規程第8号）が、毎年の定期的な学内調査に基づき、改修及び整備の項目を整理するとともに、緊急度、効果等を検討し、優先度の高いものから実施することとする。大規模改修及び新規の建設が必要な場合は、施設・設備委員会は、東京都公立大学法人へ意見を提出することとする。

### 令和5（2023）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
<p>❖ <u>学内の施設・設備について、定期的な調査を行ったか。</u></p> <p>⇒ 以下のとおり定期的に調査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 害虫駆除業務（毎月）</li><li>・ 空気環境測定（5/7/9/11/1/3月）</li><li>・ 建築設備点検（8月）</li><li>・ 消防/防火設備点検（8月、12月）</li><li>・ 学内窓ガラス清掃（3月）</li><li>・ 学内床清掃（9月）</li><li>・ 防災管理点検（9月）</li><li>・ 避雷設備法定点検（11月）</li><li>・ 法定電気設備点検（12月）</li></ul>
<p>❖ <u>必要に応じて、改修及び整備を行っているか。</u></p> <p>⇒ 以下のとおり改修及び整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 低圧配電設備改修工事（R5～R7年度にかけて実施予定。）</li></ul>
<p>❖ <u>必要に応じて、大規模改修及び新規の建設に係る意見を東京都公立大学法人に提出しているか（中期計画第5か年度目）。</u></p> <p>⇒ 本年度、自己点検・評価対象外（次回：令和9（2027）年度。）</p>

## 参考資料

令和5年度内部質保証システムチェック表

東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱

東京都立産業技術大学院大学内部質保証室システム実施要綱

東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程

令和5年度内部質保証システムチェック表

サイクル名	周期	PDCAサイクル実施組織	内部質保証システム実施要綱抜粋	自己点検・評価委員会確認事項	エビデンス資料	コメント(自己点検・評価委員会より)
1 中期計画検討サイクル	6年	産技大WG	【第8条】中期計画の検討におけるPDCAサイクルについては、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、中期計画期間の5か年度目(確認対象外)に過去4か年度の結果の暫定評価を行い、これに基づき計画の実施方法の改善措置を講じるものとする。	・中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行ったか。(確認対象外) ・暫定評価に基づき、次期中期計画を策定しているか。(確認対象外)	なし	
2 年度計画検討サイクル	1年	運営会議	【第9条】年度計画検討サイクルについては、地方独立行政法人法第27条に定める年度計画の検討におけるPDCAサイクルについて、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、年度計画の実施内容について点検を行い、これに基づき翌年度の計画の策定に反映させるものとする。	・年度計画に進捗があるか(10月3月) ・次年度年度計画に前年度の改善点が反映されているか(12月)	年度計画進捗管理票(10月3月) 次年度年度計画策定票(12月)	・年度計画の廃止に伴い、このサイクルを見直す必要がある。
3 教員活動改善サイクル	1年	研究科長 庶務・会計係	【第10条】教員活動改善サイクルについては、原則として、すべての教員が、自ら活動計画を立て、実績を整理し、活動の振り返りを行い、それをもとに次期の活動計画を立てるものとする。	・教員評価制度に則り、手続きを実施しているか。	人事課通知 (教員の個別資料は個人情報のため収集しない) 面談等の実施記録	
4 授業改善サイクル	1年	FD委員会	【第11条】授業改善サイクルについては、原則として、すべての教員が、学生による授業評価等に基づき、授業の点検及び評価を行い、教員各自のアクションプランを作成し、FD委員会(平成18年度法人規程第6号)に報告し、並びにこの計画を実施するものとする。	・授業アンケートを実施したか。 ・授業アンケートに基づき、教員のアクションプランを作成・公表しているか。	FD委員会議事要旨	
5 教育・教育環境改善サイクル	1年	教務学生委員会	【第12条】教育環境改善サイクルについては、各組織が、修了生アンケート、入学生アンケート等により、教育及び教育環境を点検並びに評価し、必要に応じて改善するものとする。	・修了生アンケート、入学生アンケートを実施しているか。 ・必要に応じて、アンケートに基づく改善活動を行っているか。	教務学生委員会議事要旨	・入学生アンケートでは、大学院説明会をきっかけに変化した学生の割合はどれほどなのか分析を行っていただきたい。
6 教員集合研修活動サイクル	1年	FD委員会	【第13条】FD活動サイクルについては、FD委員会が、教育の内容及び方法に係る計画を実施し、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。	・FDフォーラムを実施したか。 ・FDフォーラム終了後にアンケートを実施したか。 ・FDフォーラムの内容については、アンケート等による客観的な検証を行い、決定しているか。	FD委員会議事要旨	
7 教職員等集合研修活動サイクル	1年	SD企画運営本部	【第14条】SD活動サイクルについては、SD企画運営本部(2産技大管第317号)が、教員と職員が一体となって大学運営を適切かつ効果的に実施するために必要な取組を行い、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。	・SD活動を実施したか。 ・SD活動終了後にアンケートを実施したか。 ・SD活動の内容については、アンケート等による客観的な検証を行い、決定しているか。	SD企画運営本部議事要旨	
8 学生の受け入れ方法(アドミッションポリシー)改善サイクル	5年	運営会議 入試委員会	【第15条】学生の受け入れ方法(アドミッションポリシー)の改善サイクルについては、各組織が、入試実績(志願倍率、入試成績等をいう。)、入学生アンケート等により学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、並びに入試方法の改善及び改革を行う。	・入試実績(志願倍率、入試成績等)を確認し、分析しているか。 ・必要に応じて、入試実績、認証評価結果、業務実績評価結果等に基づき、アドミッションポリシー及び入試方法の見直しを行っているか(分野別認証評価受審翌年度)。	運営委員会議事要旨 入試委員会議事要旨	
9 教育課程編成(カリキュラムポリシー)改善サイクル	5年	運営会議 教務学生委員会	【第16条】教育課程編成(カリキュラムポリシー)の改善サイクルについては、各組織が、修了生アンケート、成績調査等により学習成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、及びカリキュラムの全面的又は部分的な改正を行う。	・修了生アンケート、成績調査等の学習成果を確認し、分析しているか。 ・必要に応じて、学習成果の分析結果、認証評価結果、業務実績評価等に基づき、カリキュラムポリシー及びカリキュラムの見直しを行っているか(分野別認証評価翌年度)。	運営委員会議事要旨 教務学生委員会議事要旨	
10 学位授与の基準及び種類(ディプロマポリシー)の改善サイクル	5年	運営会議 教務学生委員会	【第17条】学位授与の基準及び種類(ディプロマポリシー)の改善サイクルについては、各組織が、就職状況、修了生の社会での活躍状況等を一定期間測定し、教育成果等を検証し、運営諮問会議(18産技大管第1号)において産業界からのニーズを聴取し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件を改正し、カリキュラム及び履修科目構成を改正し、並びに入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び改善について検討する。	・就職状況、修了生の社会での活躍状況等を確認しているか。 ・運営諮問会議を開催し、産業界からのニーズを聴取しているか。 ・必要に応じて、修了生の活躍状況、産業界からのニーズ、認証評価結果、業務実績評価等に基づき、単位授与及び学位授与の要件を見直ししているか(分野別認証評価翌年度)。	運営委員会議事要旨 教務学生委員会議事要旨 運営諮問委員会議事要旨	
11 施設整備サイクル	1年	教育研究環境整備委員会	【第18条】施設整備サイクルについては、教育研究環境整備委員会(平成18年度法人規程第8号)が、毎年の定期的な学内調査に基づき、改修及び整備の項目を整理するとともに、緊急度、効果等を検討し、優先度の高いものから実施することとする。  2 大規模改修及び新規の建設が必要な場合は、教育研究環境整備委員会は、東京都立大学法人へ意見を提出することとする。	・学内の施設・設備について、定期的な調査を行ったか。 ・必要に応じて、改修及び整備を行っているか。	教育研究環境整備委員会議事要旨	

## 東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱

2産技大管第1014号  
制定 令和3年3月5日

### (設置)

**第1条** 東京都立産業技術大学院大学（以下「本学」という。）は、教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について継続的に点検並びに評価することで、質の保証を行い、絶えず改善に取り組むこと（以下「内部質保証」という。）を推進するために、学長を室長とする東京都立産業技術大学院大学内部質保証室（以下「内部質保証室」という。）を置く。

### (内部質保証室の職務)

**第2条** 内部質保証室は、次に掲げる事項を職務とする。

- (1) 本学の内部質保証の推進
- (2) その他本学の内部質保証に必要な事項の検討

### (内部質保証室の構成)

**第3条** 内部質保証室は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) オープンインスティテュート長
- (4) 附属図書館長
- (5) 専攻長
- (6) 自己点検・評価委員長
- (7) 管理部長
- (8) その他学長が指名する教職員

### (室長)

**第4条** 内部質保証室には室長を置く。

- 2 室長は、学長をもって充てる。
- 3 室長は、内部質保証室を招集し主宰する。
- 4 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名した委員が、室長の職務を代理する。

### (任期)

**第5条** 第3条第8号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員交代による委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (運営)

**第6条** 内部質保証室は、室長が必要と認めたときに招集する。

- 2 内部質保証室は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 内部質保証室の庶務は、東京都立産業技術大学院大学管理部管理課において行う。

(委員以外からの意見の聴取)

第7条 室長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、内部質保証室の運営に関して必要な事項は室長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

# 東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱

3産技大管管第1041号

制定 令和4年3月18日

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、東京都立産業技術大学院大学（以下「本学」という。）において、業務を自主的かつ継続的に改善及び向上させるための仕組み（以下「内部質保証システム」という。）の構築に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価委員会 東京都公立大学法人運営委員会規則（平成17年度法人規則第5号。以下「運営委員会規則」という。）第2条に規定する東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会をいう。
- (2) 内部質保証室 東京都立産業技術大学院大学内部質保証室要綱（令和3年3月5日2産技大管管第1014号）第1条に規定する東京都立産業技術大学院大学内部質保証室をいう。
- (3) FD委員会 運営委員会規則第2条に規定する東京都立産業技術大学院大学FD委員会をいう。
- (4) SD企画運営本部 東京都立産業技術大学院大学SD企画運営本部要綱（令和2年7月15日2産技大管管第317号）第1条に規定するSD企画運営本部をいう。
- (5) 運営諮問会議 東京都立産業技術大学院大学運営諮問会議設置要綱（平成18年4月1日18産技大管管第1号）第1条に規定する運営諮問会議をいう。
- (6) 教育研究環境整備委員会 運営委員会規則第2条に規定する東京都立産業技術大学院大学教育研究環境整備委員会をいう。

## (PDCA サイクル)

**第3条** 内部質保証システムは、次に掲げる作業の繰り返し（以下「PDCA サイクル」という。）により、大学業務の改善及び向上を図るものとする。

- (1) 計画 (P) 目標及び計画の策定又はその改定の作業
- (2) 実施 (D) 計画の実施及びその成果測定の作業
- (3) 点検 (C) 中間結果の点検及び実施方法等の改善措置の策定の作業
- (4) 行為 (A) 改善措置による計画の実施及びその成果測定の作業

## (PDCA サイクルの実行)

**第4条** 研究科、委員会、事務局等の各組織（以下「各組織」という。）の長は、PDCA サイクルの実行責任者として、必要に応じて、関係する組織に意見を求めた上、計画

(P)、実施 (D)、点検 (C) 及び行為 (A) を行うものとする。

**(PDCA サイクルの進行管理)**

**第5条** PDCA サイクルの進行管理は、自己点検・評価委員会が行い、その結果を内部質保証室に報告するものとする。内部質保証室長は、必要に応じて各組織の長と面談し、改善措置による計画の実施を指示することができる。

**(達成度評価)**

**第6条** 一つのPDCA サイクルの期間が終了したときには、別に定めのある場合を除き、各組織が自ら評価した目標及び計画の達成度について内部質保証室が最終評価を行うものとする。

**(PDCA サイクルの種類)**

**第7条** PDCA サイクルは、次の各号に掲げる項目について実施することとし、1回の期間は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中期計画検討サイクル 6年
- (2) 年度計画検討サイクル 1年
- (3) 教員活動改善サイクル 1年
- (4) 授業改善サイクル 1年
- (5) 教育・教育環境改善サイクル 1年
- (6) 教員集合研修活動サイクル（以下「FD 活動サイクル」という。） 1年
- (7) 教職員等集合研修活動サイクル（以下「SD 活動サイクル」という。） 1年
- (8) 学生の受入れ方法（アドミッションポリシー）の改善サイクル 5年
- (9) 教育課程編成（カリキュラムポリシー）の改善サイクル 5年
- (10) 学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）の改善サイクル 5年
- (11) 施設整備サイクル 1年及び6年

**(中期計画検討サイクル)**

**第8条** 前条第1号に規定する中期計画検討サイクルについては、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条に定める中期計画の検討におけるPDCA サイクルについて、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行い、これに基づき計画の実施方法の改善措置を講じるものとする。

**(年度計画検討サイクル)**

**第9条** 第7条第2号に規定する年度計画検討サイクルについては、地方独立行政法人法第27条に定める年度計画の検討におけるPDCA サイクルについて、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、年度計画の実施内容について点検を行い、これに基づき翌年度の計画の策定に反映させるものとする。

**(教員活動改善サイクル)**

**第10条** 第7条第3号に規定する教員活動改善サイクルについては、原則として、すべ

ての教員が、自ら活動計画を立て、実績を整理し、活動の振返りを行い、それをもとに次期の活動計画を立てるものとする。

**(授業改善サイクル)**

**第 11 条** 第 7 条第 4 号に規定する授業改善サイクルについては、原則として、すべての教員が、学生による授業評価等に基づき、授業の点検及び評価を行い、教員各自のアクションプランを作成し、FD 委員会に報告し、並びにこの計画を実施するものとする。

**(教育・教育環境改善サイクル)**

**第 12 条** 第 7 条第 5 号に規定する教育・教育環境改善サイクルについては、各組織が、修了生アンケート、入学生アンケート等により、教育及び教育環境を点検並びに評価し、必要に応じて改善するものとする。

**(FD 活動サイクル)**

**第 13 条** 第 7 条第 6 号に規定する FD 活動サイクルについては、FD 委員会が、教育の内容及び方法に係る計画を実施し、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。

**(SD 活動サイクル)**

**第 14 条** 第 7 条第 7 号に規定する SD 活動サイクルについては、SD 企画運営本部が、教員と職員が一体となって大学運営を適切かつ効果的に実施するために必要な取組を行い、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。

**(学生の受入れ方法（アドミッションポリシー）の改善サイクル)**

**第 15 条** 第 7 条第 8 号に規定する学生の受入れ方法（アドミッションポリシー）の改善サイクルについては、各組織が、入試実績（志願倍率、入試成績等をいう。）、入学生アンケート等により学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、並びに入試方法の改善及び改革を行う。

**(教育課程編成（カリキュラムポリシー）の改善サイクル)**

**第 16 条** 第 7 条第 9 号に規定する教育課程編成（カリキュラムポリシー）の改善サイクルについては、各組織が、修了生アンケート、成績調査等により学習成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、及びカリキュラムの全面的又は部分的な改正を行う。

**(学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）の改善サイクル)**

**第 17 条** 第 7 条第 10 号に規定する学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）の改善サイクルについては、各組織が、就職状況、修了生の社会での活躍状況等を一定期間測定し、教育成果等を検証し、運営諮問会議において産業界からのニーズを聴取し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件を改正し、カリキュラム及び履修科目構成を改正し、並びに入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び改廃について検討する。

**(施設整備サイクル)**

**第 18 条** 第 7 条第 11 号に規定する施設設備サイクルについては、教育研究環境整備委員



会が、毎年の定期的な学内調査に基づき、改修及び整備の項目を整理するとともに、緊急度、効果等を検討し、優先度の高いものから実施することとする。

2 大規模改修及び新規の建設が必要な場合は、教育研究環境整備委員会は、東京都公立大学法人へ意見を提出するものとする。

(委任)

**第 19 条** この要綱に定めるもののほか、内部質保証システムに関し必要な事項は、内部質保証室が定める。

**附 則 (令和 4 年 3 月 18 日 3 産技大管管第 1041 号)**

この要綱は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。

**附 則 (令和 5 年 3 月 27 日 4 産技大管管第 1078 号)**

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程

(平成 18 年度法人規程第 5 号 制定 平成 18 年 4 月 1 日)

改正 平成 21 年 4 月 1 日 21 法人規程第 4 号 令和 2 年 3 月 30 日 31 法人規程第 133 号

(目的)

第 1 条 東京都立産業技術大学院大学学則(平成 18 年度法人規則第 3 号)第 2 条に基づき、本学の教育研究水準の向上を図り、東京都立産業技術大学院大学(以下「本学」という。)の目的及び使命の達成を目的に、東京都立大学法人運営委員会規則(平成 17 年度法人規則第 5 号)第 2 条に定める運営委員会として、自己点検・評価委員会を置く。

(委員会の職務)

第 2 条 自己点検・評価委員会は、本学の教育研究分野における次の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 自己点検・評価(外部評価を含む。以下同じ。)の基本方針及び実施基準の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価の結果の学長への報告及び公表に関すること。
- (4) その他自己点検・評価について必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第 3 条 自己点検・評価委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 教員 3 名
- (2) 総務部総務課長
- (3) 経営企画室企画財務課長
- (4) 東京都立産業技術大学院大学管理部管理課長
- (5) その他学長が指名する教職員

(委員長)

第 4 条 自己点検・評価委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、学長が任命する。
- 3 委員長は、自己点検・評価委員会を招集し、主宰する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、委員長の職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員交代による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 6 条 自己点検・評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、第3条に定める委員以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 自己点検・評価委員会の庶務は、東京都立産業技術大学院大学管理部管理課が行う。  
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、産業技術大学院大学開学後、最初の自己点検・評価委員会委員長は産業技術研究科長が務めるものとし、その任期は2年間とする。

#### 附 則(平成21年4月1日21法人規程第4号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和2年3月30日31法人規程第133号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**作 成**

東京都立産業技術大学院大学管理部管理課 企画広報・国際係

〒140-0011 東京都品川区東大井 1-10-40

電話：03-3472-7840 / FAX：03-3472-2790



東京都立  
産業技術大学院大学